

第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進

1. 事業の現状と今後

(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

平成24年(2012)10月、障がい者虐待防止法が施行され、「出雲市障がい者虐待防止センター」を福祉推進課内に設置しました。センターでは、虐待の相談・通報の届出を受けて、事実確認のための調査を行っています。養護者からの虐待と判断した場合には、は、本人の一時保護（措置入所）、障がい福祉サービスや権利擁護制度の利用開始等の対応と同時に、虐待をした養護者に対する助言、支援等も行っています。また、障がい者福祉施設従事者による虐待と判断した場合は、施設に対して虐待防止のための体制整備や、職員研修の徹底を求めるなど、指導を行い、再発防止を図っています。

一方、様々な虐待事案に対応するためには、専門的立場からの指導助言や支援が必要な場合があり、本市では出雲市障がい者虐待対応専門家チーム（※1）を設置し、事案に応じて召集する体制を整備しています。また、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、労働関係機関等の協働による虐待事案への対応により、改善を図っています。今後も、他機関と協力・連携を図り、広報活動や研修を実施するなどして、障がい者虐待防止に努めていきます。

■虐待件数

類 型	通報件数と結果	26年度	27年度	28年度
養護者による虐待	通報件数	11件	8件	4件
	虐待と判断した件数	6件	3件	3件
施設従事者による虐待	通報件数	4件	4件	3件
	虐待と判断した件数	3件	1件	0件
使用者による虐待	通報件数	1件	0件	1件

※1 出雲市障がい者虐待対応専門家チーム

島根県弁護士会に所属する者、出雲医師会に所属する者、出雲警察署職員、出雲市消防本部職員、出雲市社会福祉協議会職員、障がい者相談支援事業所管理者で構成されている。

虐待防止施策		
1 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。 2 障がい者虐待等に係る具体的スキームを定める。		
養護者により障がい者虐待	障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待
〔市町村の責務〕 相談等、居室確保、連携確保 〔スキーム〕 虐待発見 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	〔設置者の責務〕 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	〔事業主の責務〕 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施 〔スキーム〕 虐待発見 → 市町村 → 都道府県 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表
3 就学する障がい児、保育所等に通う障がい児及び医療機関を利用する障がい児等に対する虐待への対応について、その虐待等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。		

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成28年(2016)4月に障がい者差別解消法が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②障がい者等から申出があった場合の合理的配慮の提供が義務付けられました。

本市においては、法施行と同時に、障がい者差別に関する相談窓口として「障がい者差別相談センター」を福祉推進課に設置するとともに、障がい者差別に関する個別の困難事案や本市の対応等について協議するため「出雲市障がい者差別解消支援地域協議会」(出雲市障がい者施策推進協議会の委員が兼ねています。)を設置しました。

平成28年度(2016)における障がい者差別相談センターへの相談件数は7件であり、相談者は、障がい者等本人またはその家族からです。相談内容は、差別的取扱い、障がいに対する理解不足による対応の不備、合理的配慮の不提供等の相談となっています。

■平成28年度(2016)障がい者差別相談センター相談件数

相談事由	相談件数
障がいに対する理解不足	2件
差別的取扱い(直接)	2件
差別的取扱い(間接)	1件
合理的配慮の不提供	2件
計	7件

今後さらに、相談窓口である障がい者差別相談センターの周知を行い、相談があった場合には、相談者の意思を尊重するとともに、個人情報取扱いに配慮したうえで、関係する機関等との連携を図り、障がい者差別問題の解決に取り組めます。

また、困難ケースや本市としての具体的な措置等が必要と思われる案件に対して、市による調査を行い、出雲市障がい者差別解消支援地域協議会の意見を踏まえて、必要に

応じて助言、指導、勧告等行う等の、障がい者差別問題解決の実効性を高めるための仕組みを構築します。

障がい者差別解消出前講座の実施や、あいサポート運動を推進し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、必要な配慮などへの理解を深めるための啓発に取り組めます。

(3) 障がい者等の芸術文化活動支援とスポーツ振興

① 芸術文化活動支援

本市では、市内の障がい者関係団体等とともに、毎年度「はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭）」を開催しています。障がい者等が積極的に文化創造活動に参加し、その成果を発表することによって、社会参加への大きなステップとするとともに、地域の住民とふれあう機会を持つことで、障がい者等への理解と関心を高めてもらうことを目的としています。「出雲市芸術文化振興指針（第2次）」（平成27年度(2015)～平成33年度(2021)）においても、「出雲総合芸術文化祭の推進」の中に位置づけています。平成29年度(2017)で20回目を数えるこの活動を今後も実施していきます。

また、アール・ブリュット（※1）の作家の芸術活動を推進するために発足した団体をはじめ、各種の関係団体において、障がい者等の芸術文化活動の支援が行われています。本市においても、発表の場の提供や周知に努めます。

② スポーツ活動の推進

生涯を通じた生きがいづくりの一つとして、また健康保持・増進のために、スポーツは重要な要素です。近年は、パラリンピックやスペシャルオリンピックス（※2）の大会等世界的な大会の認知度も高まり、今後ますますスポーツに取り組む人も増えてくると思われ、その環境整備が求められています。

「出雲市スポーツ推進計画」（平成28年度(2016)～平成33年度(2021)）においては、障がい者等が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供することを基本施策のひとつとして位置づけています。障がい者等の機能回復と健康増進並びに教養文化の向上やスポーツ・レクリエーションと交流の場とするため設置した、サン・アビリティーズいずもをはじめとしたスポーツ施設の利用促進に取り組むとともに、障がい者スポーツ大会等のスポーツ活動の推進を図ります。

※1 アール・ブリュット

「加工されていない生（き）のままの芸術」という意味のフランス語。画家のジャン・デュビュッフェが1945年頃に考案した言葉で、美術の専門教育を受けていない人たちが、全く個人的かつ独創的な方法でつくった絵画や造形

※2 スペシャルオリンピックス

知的障がいのある方に、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供する国際的なスポーツ組織